

横須賀市空家等対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 横須賀市空家等対策協議会の運営については、この要領の定めるところによる。

(構成)

第2条 条例第2条に規定する委員は、学識経験者及び、別表に掲げる関係団体等の代表者並びに、市長が委任する横須賀市都市部長とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 横須賀市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項。
- 2 管理不全空家等及び特定空家等に関する事項。
- 3 前2号にももののほか、空き家の活用や除却など空き家対策の目的を達成するために必要とされる事項。

(オンライン会議)

第4条 構成員は、天災、感染症の流行等やむを得ない理由で会議に出席できない場合は、会長の承認を得て、オンライン会議システム等の情報通信技術を利用して会議に参加することができる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、議事が法人及び個人の権利関係に重大な影響を与える場合や協議会の秩序の維持のため必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 協議会の開催については、あらかじめ市民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第6条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議当日の開会時刻30分前から10分前までに開催会場前に集まるものとする。

2 傍聴人は、10人以内とする。ただし、開会10分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 構成員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(案)

- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
 - (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (8) むやみに席を離れないこと。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 2 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、議長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(参考人の招集)

第8条 会長は、必要に応じて、協議会の会員以外の行政機関、関係団体等の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市部まちなみ景観課において処理する。

附 則

この要領は、令和6年7月26日から施行する。

(案)

(別表)

公益社団法人	神奈川県宅地建物取引業協会横須賀三浦支部
公益社団法人	全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部
一般社団法人	神奈川県建築士会横須賀支部
一般社団法人	神奈川県建築士事務所協会横須賀支部
ミーズ設計連合協同組合	
神奈川県司法書士会横須賀支部	
神奈川県土地家屋調査士会横須賀支部	